

始良市農業委員会総会議事録(1月)

1. 開催日時 平成27年1月20日(火) 午後1時30分から午後3時10分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(27人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甕 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆 雄	19番	夏 田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰 行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋 一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員
なし

3. 議事日程
 1. 議事録署名委員の指名(21 番 西委員、22 番 坂元委員)
 2. 会議書記の指名
 3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
 4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 5. 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)について
 6. 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請について
 7. 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
 8. 議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
 9. 議案第 7 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について
 10. 議案第 8 号 農地法第3条に係わる下限面積の設定
 11. 農地あっせんの経過報告
 12. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政畜産係長

始良農林耕地係長

	(大会議室に全員着席)
事務局	姿勢を正してください。
	一同礼。
	[1、総会の通告]
議 長	只今から、平成 26 年度第 10 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27 名中 27 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、事務局より会務報告をお願いします。
事務局	事務局より会務報告
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
委 員	「異議なし」
議 長	それでは、21 番委員、22 番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の『議事参与の 制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配 偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっております ので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし ます。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握で きますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出てい ただき退席等よろしくをお願いいたします。
	————— 議案第 1 号 —————
議 長	それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決 定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は1月31日を予定しております。 また、契約の始期は、2月1日を予定しております。契約年数は、3年が2件、5年が13件、9年が1件、10年が3件、合計の19件です。面積につきましては、田の27,529㎡、畑の5,629.66㎡合計の33,158.66㎡です。内容については、総会資料2ページから5ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料4ページ14,15番が3番委員、4,5ページ16から18番が18番委員、19番が4番委員の関連する議案となっております。 これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。 以上、第1号議案の説明といたします。
議 長	それでは、1番から13番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から13番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号1番から13番については原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号14番と15番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 3番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、議案第1号14番と15番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号14番と15番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号14番と 15 番は原案のとおり決定いたしました。
議 長		次に、議案第 1 号 16 番から 18 番までは、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 18 番委員の退席をお願いします。
議 長		それでは、議案第 1 号 16 番から 18 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 16 番から 18 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 16 番から 18 番は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 1 号 19 番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 4 番委員の退席をお願いします。
議 長		それでは、議案第 1 号 19 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 19 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 19 番は原案のとおり決定いたしました。
		————— 議案第 2 号 —————
議 長		次に、日程第 4 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。

事務局	1 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、6ページとなります。今月申請は、1件です。 担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。それでは、ご説明いたします 1 番 譲受人が蒲生町漆在住の〇〇さん。譲渡人が長崎県佐世保市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字川原田〇〇番〇の田で、面積が 889 ㎡です。 以上で 1 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して 25 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	25 番です、調査報告します。平成 27 年 1 月 14 日に譲受人の自宅を訪問して調査しました。機械等も整理してあり保管してありました。申請地が、漆小学校から上の方に 5～600mの位置であります。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 2 号 1 番について質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	————— 議案第 3 号 ————— 次に、日程第 5 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更個別見直し

事務局	についてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更個別見直しについての 1 番を説明します。参考資料は 1 ページからです。申請人が有限会社〇〇の代表取締役〇〇で変更区分としては農用地区域除外です。土地の所在が、加治木町小山田字荒平〇〇番〇、地目が田、面積が 857 m²、同字〇〇番〇、地目田、981 m²、同字〇〇番〇、地目田、100 m²、同字〇〇番〇、地目畑、160 m²で所有者は〇〇さんで、同字〇〇番〇、地目田、1852 m²、同字〇〇番〇、地目田、927 m²、同字〇〇番〇、地目田、1314 m²が所有者が〇〇さんで、続いて同字〇〇番〇、地目田、937 m²、同字〇〇番〇、地目田、181 m²が〇〇さんで、続いて同字〇〇番〇、地目畑、329 m²が〇〇さんです。合計の田が 8 筆の 7149 m²で畑が 2 筆の 489 m²で合計の 10 筆の 7638 m²です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が資材置場及び駐車場です。補助事業との関連はありません。申請理由が資材置場及び駐車場を造成し、隣接生コン工場に賃貸するため。同時 5 条申請で 6 号議案の 13 番で申請されております。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連して、23 番委員に議案第 6 号 13 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 23 番です。農地区分は農用地区域内農地であるが、除外後は第 2 種農地となり、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、木田組生コンの北隣の位置です。 被害防除については、現況は東が道路と宅地、西が河川、南は工場、北は道路と田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に 2 番について事務局の説明を求めます。 2 番を説明します。参考資料は 6 ページからです。申請人が加治木町朝日町在住の〇〇さんで変更区分としては農用地区域除外です。土地の所在が、加治木町木田字星原〇〇番〇、地目が田、面積が 79 m²、同字〇〇番〇、地目田、28 m²、同字〇〇番〇、地目田、360 m²で〇〇さんです。合計の田が 3 筆の 467 m²です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が賃貸住宅です。補助事業との関連はありません。申請理由が 1 戸建て貸家の建築のため。同時 4 条申請で 5 号議案の 5 番で申請されております。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連して、4 番委員に議案第 5 号 5 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4 番です。農地区分は農用地区域内農地であるが、除外後は第 1 種農地と

議 長 委 員	なり、集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、木田土地改良区から北東に約 250mの位置です。 被害防除については、現況は東が里道、西が田、南は里道、北は道路です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 これより、議案第 3 号 1 番と 2 番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。 〔質疑・意見なし〕
議 長 委 員	それではお諮りいたします。議案第 3 号農業振興地域整備計画の変更個別見直しについての1番と 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 3 号農業振興地域整備計画の変更個別見直しについての1番と 2 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 本件については、賛成意見として市長に答申いたします。 ————— 議案第 4 号 —————
議 長 事務局	次に、日程第 6 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請の 1 番について説明します。変更前の申請人が始良市〇〇土地改良区でございます。土地の所在が寺師字川内口〇〇番〇、地目田、面積 1375 m²、同じく〇〇番、地目田、面積 594 m²です。変更前の転用目的が通路、資材置場として平成 18 年 4 月 26 日許可となっております、変更後につきましては、山林としたい。申請理由が資材置場としていたが、雑草の管理が大変なため、クヌギを植えて山林としたい。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連して、6 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番です。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、酒のキンコー寺師店から北西に約 1400mの位置です。

議 長	被害防除については、2筆になっており、〇〇番が現況は東が山林、西が道路、南は山林、北は原野です。もう1筆の〇〇番が現況は東が道路と山林、西が山林と水路、南は山林、北は道路です。申請実現の確実性は、周囲が山林に囲まれており管理が出来ないため確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
事務局	次に2番について事務局の説明を求めます。 2番について説明します。参考資料は13ページからです。変更前の申請人が〇〇株式会社代表取締役〇〇でございます。土地の所在が平松字梅木畑〇〇番、地目田、面積230㎡です。変更前の転用目的が宅地分譲として平成26年11月26日許可となっております。今回の申請理由が隣接地の所有者が土地売買に関して相談を受け、検討の結果、事業面積が1000㎡を超えるので開発申請に切り替えたため事業が出来なくなったため。変更後の全体事業計画面積が1752.97㎡です。同時の4条申請が出ており、5号議案の1番です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、8番委員に議案第5号の1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	8番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良駅から南に約250mの位置です。 被害防除については、現況は東が宅地、西が水路、南は田、北は畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に3番について事務局の説明を求めます。 3番について説明します。参考資料は17ページからです。変更前の申請人が株式会社〇〇代表取締役〇〇でございます。土地の所在が平松字下山口〇〇番、地目田、面積811㎡です。平成26年4月25日貸家で許可をとなっております。変更後が株式会社〇〇代表取締役〇〇で、建売住宅と転用目的の変更です。今回の申請理由が、事業継続が出来ずに事業計画の見直しにより、新たな事業継承者へ売買する。同時に5条申請が出ており、6号議案の7番です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、16番委員に議案第6号の7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	16番です。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、池田パン重富工場から南に約120mの

議 長	位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が水路、南は宅地と田、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件および特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に４番について事務局の説明を求めます。 ４番について説明します。参考資料は２２ページからです。変更前の申請人が加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が加治木町日木山字石元〇〇番、地目畑、面積 1041 ㎡、同字〇〇番、地目畑、面積 461 ㎡、同字〇〇番、地目畑、面積 728 ㎡、同字〇〇番、地目畑、面積 1178 ㎡です。平成 26 年 12 月 19 日車輛置場で許可をとっております。今回の申請理由が、今回の申請地については計画に入れる予定で用地の交渉をしていたが、当初の申請時点では所有者の同意が得られず事業計画からはずしていましたが、最近になり所有者より買い取ってほしいとの依頼があったため、事業計画変更の申請をする。変更後の全体事業面積が 5517 ㎡です。同時に 5 条申請が出ており、6 号議案の 12 番です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、４番委員に議案第 6 号の 12 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	４番です。農地区分は第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、中野公民館から北西に約 200m の位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が山林、南は山林、北は畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第 4 号 1 番から 4 番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請についての 1 番から 4 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請についての 1 番から 4 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長	————— 議案第 5 号 ————— 次に、日程第 7 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番について説明します。参考資料は 13 ページからです。 申請人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。土地の所在が平松字梅木畑〇〇番、地目田、面積 230 ㎡です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画の用途が第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満です。よって 3 種農地と判断されます。転用目的が宅地分譲です。申請理由が申請地を宅地分譲 1 筆分譲として利用する。自己資金で対応をする。土地改良区除外済みのため意見書等は不要です。被害防除計画書の添付があります。平松〇〇番宅地 42.97 ㎡と〇〇番〇宅地 38 ㎡と〇〇番宅地 648 ㎡と今月 5 条申請地 794 ㎡と一体利用で全体事業面積 1752.97 ㎡です。先ほど事業計画変更で 4 号議案の 2 番で同時申請中です。以上です。
議 長	本件についての、現地調査員の報告は、議案第 4 号 2 番で、8 番委員から報告済でありますので省略します。 次に、2 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは 2 番について説明します。参考資料は 27 ページからです。 申請人が埼玉県さいたま市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字溝添〇〇番〇、地目田、面積 995 ㎡です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画の用途が第 1 種住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満です。よって 3 種農地と判断されます。転用目的が有料駐車場です。申請理由が申請地を平成 6 年に田より畑に変更したところ近辺の住宅増加による駐車場不足に伴い駐車場として借用申し込みが多数あり無料で貸していたが、今般再整地のうえ有料駐車場として需要に応えたい。自己資金で対応をする。土地改良区の意見書は除外済みのため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただ今の説明の 2 番に関連して、5 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良市役所から北西に約 400m の位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が道路、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、住宅増加による駐車場不足のため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の

議 長	立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、3 番について、事務局の説明をお願いします。 3 番について説明します。参考資料が 32 ページからとなります。申請人が始良市寺師在住の〇〇さんです。土地の所在が、寺師字蒲牟田〇〇番、地目が田、面積が 1152 m²と同字〇〇番〇、地目が田、面積が 27 m²と同字〇〇番〇、地目が田、面積が 0.63 m²で合計の田 3 筆の 1179.63 m²です。農地区分が農用地区域外、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり は 10ha 以上です。よって第 1 種農地と判断されます。転用目的が資材置場です。申請理由が、申請地の農地 3 筆を牧畜用資材置場として利用する。資金計画は自己資金で対応、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。始末書の添付があります。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明の 3 番に関連して 6 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6 番です。農地区分は第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、酒のキンコー寺師から西に約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地と畑、西が道路、南は田、北は県道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	4 番について説明します。参考資料は 37 ページからとなります。申請人が加治木町木田在住の〇〇さんです。土地の所在が、加治木町木田字八幡領〇〇番〇、地目が田、面積が 32 m²と同字〇〇番〇、地目が田、面積が 64 m²です。2 筆の 96 m²です。農地区分が農業振興地域外、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり は 10ha 未満です。よって第 3 種農地と判断されます。転用目的が宅地拡張です。申請理由が、昭和 54 年 12 月 (〇〇-〇) 及び昭和 42 年 10 月 (〇〇-〇) よりすでに宅地化しており、今回実態に合うようにする。資金計画は転用済みのため不要、土地改良区の意見書添付があります。始末書及び被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明の 4 番に関連して 4 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	4 番です。農地区分は第 3 種農地のため問題はありません。申請地の位置は、木田簡易郵便局から北に約 300m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が田、南は田、北は田です。申請実現の確実性は、転用済みのため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次に、5 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	5 番について説明します。参考資料は 6 ページからになります。申請人が加治木町朝日町在住の〇〇さんです。土地の所在が、加治木町木田字星原〇〇番〇、地目が田、面積が 28 m²と同字〇〇番〇、地目が田、面積が 360 m²と同字〇〇番〇、地目が田、面積が 79 m²で合計 3 筆の 467 m²です。農地区分が農用地区域内農地、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 以上です。農用地区域内農地となります。転用目的が賃貸住宅、1 棟の 59.5 m²です。申請理由が、賃貸用の一戸建てを建築する計画です。資金計画は自己資金で対応、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書が添付されております。農振農用地区域除外の申請中で、3 号議案の 2 番と同一です。以上です。
議長	本件についての、現地調査員の報告は、議案第 3 号 2 番で、4 番委員から報告済でありますので省略します。 これより、議案第 5 号 1 番から 5 番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 5 番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 5 番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問をいたします。
議長	————— 議案第 6 号 ————— 次に、日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。

事務局	先ず1番について、事務局の説明を求めます。 議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明申し上げます。参考資料は41ページからです。譲受人が加治木町木田在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さん、土地の所在が、加治木町木田字西尾立〇〇番〇、地目畑、面積は316㎡。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外です、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。農地の区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1棟で96㎡でございまして。申請理由が、実家に近い申請地に自己の住宅を建築するため。資金計画は自己資金及び融資資金で対応ということでございまして。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5番でございまして。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、加治木記念病院から北隣の位置でございまして。被害防除現況は、東が道路、西が宅地、南が道路、北は宅地です。申請実現の確実性でございまして、資金証明、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明申し上げます。参考資料は44ページです。譲受人が始良市永池町の〇〇さんでございまして、譲渡人が兵庫県尼崎市在住の〇〇さん、土地の所在が、上名字八幡脇〇〇番〇、地目田、面積が325㎡です。権利内容が所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha以上です。農地の区分は1種農地と判断されます。転用目的が倉庫、材木置場、1棟の12㎡でございまして。申請理由が、林業作業用機械倉庫及び間伐材等の材木置場として利用するためです。資金計画については、自己の手持ち材料で建築のため不要です。土地改良区の意見書は区域外のため不要であります。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	8番でございまして。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置としまし

議 長	て、黒瀬バス停から東に約50mのところの位置でございます。被害防除としまして現況は、東が山林、西が水路、南が宅地、北は水路です。申請実現の確実性でございますが、自己資金で自己の山林のとなりで確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に3番について事務局の説明を求めます。 3番の説明をします。参考資料は49ページです。譲受人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が兵庫県尼崎市在住の〇〇さん他3名でございます。土地の所在が、東餅田字石塚〇〇番〇の畑392㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の用途が第1種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満であるので農地区分は第3種農地と判断します。転用内容が共同住宅で、1棟の175.08㎡です。申請理由が申請地を買受け、アパートを建築するものである。資金計画は自己資金と借入資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外で不要であります。被害防除計画書の添付されております。隣接地東餅田〇〇番〇宅地225.71㎡と一体利用する。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、7番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	7番です。農地区分は第3種農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、始良警察署から北西へ約200mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が水路、南は宅地、北は田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番の説明をします。参考資料は54ページです。譲受人が鹿児島市光山在住の〇〇さんでございます。譲渡人が大阪府大阪市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字上今別府〇〇番〇の畑、面積は467㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満でございます。農地区分は第3種農地と判断します。転用内容が賃貸住宅1棟の162.3㎡です。申請理由として賃貸住宅1棟を建築及び入居者用駐車場を整備する。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は畑のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議 長	ただいまの説明に関連して、8 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	8 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、松原地区公民館から南に約 350m の位置でございます。被害防除現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、融資資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	5 番の説明をします。参考資料が 59 ページからです。譲受人が始良市宮島町の〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が始良市池島町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字梅木畑〇〇番の田、面積は 794 m ² です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが 10ha 未満でございます。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用内容が宅地分譲です。申請理由として申請地を取得して宅地分譲(一筆分譲)として利用するため。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は添付されております。被害防除計画書が添付されております。平松〇〇宅地 42.97 m ² と〇〇番〇宅地 38 m ² と〇〇番〇宅地 648 m ² と〇〇番許可地 230 m ² と一体利用する。全体事業面積 1752.97 m ² 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、8 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	8 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、始良駅から南に約 250m の位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が水路、南が畑、北は宅地と田です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	6 番の説明をします。参考資料は 63 ページからです。譲受人が株式会社〇〇代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が始良市鍋倉在住の〇〇さん他 2 名でございます。土地の所在が、平松字中島〇〇番〇の畑、面積は 56 m ² と同字〇〇番〇の田、453 m ² の合計 2 筆で 509 m ² です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域の準住居地域です。土地改

議 長	良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満でございます。第3種農地と判断します。転用内容が宅地分譲です。申請理由として、申請地は住宅街で道路も整備されている地域であり、住宅需要が見込まれるので申請地を宅地分譲に造成する。融資資金で対応です。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。同字〇〇番〇宅地 279.24 m²と一体利用する。事業面積合計 788.24 m²です。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 16番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、池田パン重富工場から南東に約150mの位置でございます。被害防除の現況は、東が道路、西が道路、南が道路、北は道路です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	次に7番の説明をします。参考資料は17ページからです。譲受人が株式会社〇〇代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が株式会社〇〇代表取締役の〇〇でございます。土地の所在が、平松字下山口〇〇番の田 811 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満で農地区分は第2種農地と判断する。転用目的が建売住宅3棟の139.11 m²です。申請理由が申請地は近隣に店舗、医療施設、学校等もあり一団の宅地の西側端で、住宅地には最適と思われるので、申請地に建売住宅3棟を建築いたします。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は除外済みのため不要です。被害防除計画書が添付してあります。事業計画変更が出ておまして、4号議案の3番と同一です。以上です。
議 長	本件についての、現地調査員の報告は、議案第4号3番で、16委員から報告済でありますので省略します。 次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	8番の説明をします。参考資料は68ページからです。譲受人が霧島市の〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が千葉県浦安市在住の〇〇さん他1名でございます。土地の所在が、西餅田字上今別府〇〇番〇の畑 534 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地分譲です。申請理由が申請地に宅地分譲2区画を

議 長	建設し、その販売を行い、地域の住宅緩和に寄与するとともに、自社の経営安定を図る。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域内畑のため不要です。被害防除計画書は添付されております。以上です。
委 員	ただ今の説明に関連し、8 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 8 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は松原地区公民館から南に約 300m の位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が畑、南は畑、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、9 番について事務局の説明を求めます。
事務局	9 番の説明をします。参考資料は 73 ページからです。譲受人が始良市大山在住の〇〇さん他 1 名でございます。譲渡人が霧島市国分在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、大山字中宮田〇〇番〇の田 1078 m ² です。権利内容が所有権移転です。農地区分が農用地区域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 以上である。農地区分は 1 種農地と判断されます。転用目的は資材置場、倉庫 1 棟、60 m ² です。申請理由は、現在、申請地隣接地において、親子で金属加工業を営営しており、今般事業拡張のため、資材置場・倉庫として利用する計画であります。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、6 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	6 番です。農地区分は第 1 種農地であるが、第 1 種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、大山公民館から東へ約 150m の位置です。被害防除の現況は東は畑、西は道路、南は道路、北は道路です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。
議 長	次に、10 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	10 番の説明をします。参考資料は 78 ページになります。譲受人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市東餅田在住の〇〇さん他 2 名でございます。土地の所在が、松原町 2 丁目〇〇番〇の畑 659 m ² のうち

議 長 委 員	330 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的が一般住宅、1棟の115.93 m²です。申請理由が現在借家住まいのため、自宅を建築する計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域内畑のため不要、被害防除計画書は添付されております。以上です。 ただ今の説明に関連し、7番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 7番です。農地区分は3種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北へ約80mの位置です。被害防除については、現況は東が道路と宅地、西が畑と宅地、南は宅地、北は道路と畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に、11番について、事務局の説明を求めます。 11番の説明をします。参考資料は82ページからです。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が大阪府高石市在住の〇〇さん他2名でございます。土地の所在が、松原町1丁目〇〇番〇の畑239 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外。都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的が一般住宅、1棟の61 m²です。申請理由が申請地に自己住宅を建築し、自己の生活安定を図る計画であります。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要であります。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連し、7番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 7番です。農地区分は3種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南東へ約150mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が道路と宅地、南は道路、北は畑と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、12番について事務局の説明を求めます。

事務局	12 番の説明をします。参考資料が 22 ページからです。譲受人が加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町朝日町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑 520 m²です。続きまして、譲渡人が加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑 364 m²です。同じく日木山在住の〇〇さんで、土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑 639 m²です。同じく日木山在住の〇〇さんで、土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑 586 m²です。 権利内容は所有権移転です。農地区分が農振農用地域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりか 10ha 未満である。農地区分は 2 種農地と判断されます。転用目的は車置場です。申請理由が、既存の車置場が手狭になったため、近傍地に最適地があったので、申請地に車置場を建設する。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区等はありません。被害防除計画書が添付されております。先月の許可分と合わせますと全体事業面積が 5517 m²です。事業計画変更の申し出がありまして 4 号議案の 4 番と同一です。以上です。
議長	本件についての、現地調査員の報告は、議案第 4 号 4 番で、4 委員から報告済でありますので省略します。 次に、13 番について事務局の説明を求めます。
事務局	13 番の説明をします。参考資料が 1 ページからです。譲受人が有限会社〇〇商事代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が加治木町小山田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町小山田字荒平〇〇番の田 1852 m²で同じく〇〇番の田 927 m²、同じく〇〇番〇の田 1314 m²の 4093 m²です。続きまして、譲渡人が加治木町小山田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町小山田字荒平〇〇番〇の田 937 m²で同じく〇〇番〇の田 181 m²の 1118 m²です。続きまして、譲渡人が京都府舞鶴市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町小山田字荒平〇〇番〇の田 329 m²です。続きまして、譲渡人が加治木町小山田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町小山田字荒平〇〇番〇の田 857 m²で同じく〇〇番〇の田 981 m²、同じく〇〇番の田の 100 m²、同じく〇〇番〇の畑 160 m²の計 2098 m²です。 権利内容は所有権移転です。農地区分が農用地域内で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりか 10ha 未満である。農地区分は農用地域内農地です。転用目的は資材置場、駐車場です。申請理由が、譲受人の系列の生コン会社の生産が需要に間に合わない状態で増産するため、骨材の在庫やミキサーや従業員用駐車場として賃貸の要望があったため。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区等はありません。被害防除計画書が添付されております。農振農用地区域除外の申請中で 3 号議案の 1 番と同一です。以上です。

議 長	本件についての、現地調査員の報告は、議案第 3 号 1 番で、23 委員から報告済でありますので省略します。 次に、14 番について事務局の説明を求めます
事務局	14 番の説明をします。参考資料が 86 ページからです。譲受人が鹿児島市吉野町在住の〇〇さんでございます。譲渡人が神奈川県横浜市在住の〇〇さん他 2 名でございます。土地の所在が、宮島町〇〇番〇の畑 539 ㎡のうち 269 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の近隣商業地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが 10ha 未満である。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的は一般住宅、1 棟の 115.93 ㎡です。申請理由が申請地を取得して自己の住宅を建築計画に至る。資金計画は融資資金で対応する。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、5 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	5 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良市役所から北へ約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、15 番について事務局の説明を求めます。
事務局	15 番の説明をします。参考資料が 91 ページからです。譲受人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が肝属郡肝付町在住の〇〇さん他 2 名でございます。土地の所在が、松原町 2 丁目〇番〇の田 1010 ㎡と同じく〇番〇田の 12 ㎡の 2 筆の 1022 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の準住居地域です。土地改良事業の施工はなし、農地の広がりが 10ha 未満である。農地区分は 3 種農地と判断されます。転用目的は宅地分譲です。申請理由が、当地を一般住宅専用宅地分譲 4 区画の計画に至る。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、7 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	7 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請

議 長	地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約 300mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が道路、南は道路、北は水路と田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件および特記事項は南東、北西側の水路塩ビパイプ直径 25 cm埋設に点検口を設けることを条件とした。文章では理解しづらいですが、土地区画整理事業が行われており、道路と宅地は同高さで区画施工されておりますが、田は60から70 cm低いところにありますが、その水田に水を供給する水路がありますが、その水路が申請地の中にあり他の水田に水を供給するためには、塩ビパイプを埋設する計画であります。その延長があまりにも長いので、パイプが詰まったらどうするかということで点検口を設けることを条件とすることを了承しております。 総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、16 番について事務局の説明を求めます 16 番の説明をします。参考資料が 96 ページからです。譲受人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字野中〇〇番の田 958 m²、同じく〇〇番田の 1278 で合計 2236 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の準工業地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha 未満である。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的は駐車場です。申請理由が隣接のクリーニング工場増設計画に伴い、現在使用している駐車場に代わる駐車場が必要とし、工場の隣接地である申請地を駐車場として利用する。資金計画は自己資金で対応する。土地改良区等の意見書が添付されております。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、16 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
事務局	16 番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良インターから南へ約 900mの位置です。被害防除については、現況は東が田、西が水路、田、南は工場、北は水路、田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、17 番について事務局の説明を求めます
事務局	17 番の説明をします。参考資料が 100 ページからです。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。譲渡人が東京都北区在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字蟹原〇〇番の畑 598 m²のうち 298 m²です。権

議 長 委 員	利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第1種低層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満である。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的は一般住宅、1棟の61.9㎡です。申請理由が現在、実家に居住しているが、今回婚姻するにあたり、申請地に自己の用に供する住宅を建築したい。資金計画は融資資金で対応する。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただ今の説明に関連し、16番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 16番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、重富中学校から西へ約140mの位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が道路、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に、18番について事務局の説明を求めます 18番の説明をします。参考資料が103ページからです。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字権現前〇〇番〇の田121㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが10ha未満である。農地区分は第2種農地と判断します。転用目的は宅地拡張です。申請理由が申請地を譲受人所有地〇〇番〇雑種地と交換を行い、自宅の一部として使用するため。資金計画は現状のままで使用するため資金は不要です。土地改良区等の意見書は添付されております。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連し、5番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 5番です。農地区分は第2種農地であるが、市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、五社神社から北西へ約200mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、交換地のため確実である。現地はすでに造成されており確実です。条件としまして、西側は土砂の流失防止対策を行うよう指導する。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第 6 号 1 番から 18 番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。はい 10 番委員どうぞ
委 員	10 番です。15 番の案件ですが、水路に塩ビ管を埋めるというのは、土地改良区の水路ですか、隣の水田に便宜上埋めるのかどうか。
議 長	事務局どうぞ
事務局	区画整理事業で水田換地を行ったところで、本来であれば別に水路を設けなければならないが、個人の換地の中に用水、排水を設けております。施設としては改良区のものではなく、土地の所有者のものとなります。今回転用をするにあたって、埋めてしまうと用排水の機能を失うので塩ビ管パイプを埋めて用排水機能を保つよう条件を付けております。
議 長	7 番委員どうぞ
委 員	区画整理を行うときは、地権者がそれぞれの利用により換地を行いますが、田として残しい方々同士での同意の中で水の用排水路を確保することとし、周りは全部宅地ですので、道路から田はすべて低いです。田は宅地化するとの考え方の条件の中で田を作っている状態であると考えた方が良いと思います。耕作者の承諾の中で、用水路をそれぞれの田の中に通して水の確保をしている。道路の雨水はすべて道路側溝に流れるようにしてあり田には入らないようにしてあります。田の耕作者については、そのような処置がされていると思います。水利組合の話ではないのではないかと、条件づけたのは、隣の方々の水利確保のためや上の方からの排水確保のため、それぞれ総合的な総意の中で行っていると解釈しました。
議 長	10 番委員よろしいですか。
委 員	はい、よろしいです。
議 長	他にありませんか。
委 員	[質問なし]
議 長	無いようですので、ここでお諮りいたします。 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 18 番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]

議 長	全員賛成ですので、議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から 18 番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問いたします。
議 長	ここでしばらく休憩をいたします。
議 長	それでは再開します。
————— 議案第 7 号 —————	
議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号 農地あっせん申出売渡・貸付希望についてを議題に供します。 1 番から 5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 7 号議案あっせん申出売渡・貸付希望についてご説明致します。総会資料は、19 ページとなります。今月申請は 5 件です。 参考資料 109 ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1 番をご説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が平松字池田〇〇番田の 306 m²と同字〇〇番田の 413 m²と同字〇〇番〇田の 214 m²です。申請人は、脇元在住の〇〇さんです。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。 続きまして、2 番をご説明致します。参考資料は、110 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町下久徳字堤田〇〇番田の 718 m²と同字〇〇番田の 579 m²と同字〇〇番〇田の 1,157 m²です。申請人は、霧島市在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 2 年。希望小作料が農業委員会一任です。 続きまして、3 番をご説明致します。参考資料は、111 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字平田〇〇番〇田の 1,465 m²と同字〇〇番〇田の 828 m²と同字〇〇番〇田の 453 m²です。申請人は、加治木町木田在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間 5 年。希望小作料が農業委員会一任です。 続きまして、4 番をご説明致します。参考資料は、112 ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町木田字堂ノ上〇〇番〇田の 577 m²。申請人は、東京都国分寺市在住の〇〇さんです。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。 続きまして、5 番をご説明致します。参考資料は、113 ページになります。

議 長	内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町北字大磯山〇〇番〇田の 1,003 m²です。申請人は、愛知県大府市在住の〇〇さんと〇〇さんの共有です。条件として、貸付期間 3 年。希望小作料が農業委員会一任です。 以上、議案第 7 号の説明を終わります。
委 員	意見なし
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 7 号 農地あっせん申出売渡貸付希望についての1番から5 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 7 号 1 番から 5 番は原案どおり承認することに決定いたしました。 つぎに、ただいま承認された議案第 7 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 7 号 1 番は、20 番委員、7 番委員、27 番委員にお願いしたいと思います 議案第 7 号 2 番は、17 番委員にお願いしたいと思います。 議案第 7 号 3 番は、11 番委員にお願いしたいと思います。 議案第 7 号 4 番は、11 番委員、12 番委員、4 番委員にお願いしたいと思います。 議案第 7 号 5 番は、9 番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしく願いいいたします。
議 長	————— 議案第 8 号 ————— 次に、日程第 10 議案第 8 号 農地法第 3 条に係わる下限面積の設定についてを議題に供します。 議案第 8 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 8 号についてご説明致します。総会資料は、20 ページとなります。資料は 2 枚紙の参考資料議案第 8 号をご覧ください。 それでは、提案理由を読み上げます。

	農地法第 3 条に係わる下限面積の設定について 平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したいときはその面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになった。 また、農業委員会の適正な事務実施について(20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知)が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討することとしている。 検討の結果、農林水産省令で定める農地法施行規則第 17 条第 1 項別段の面積の基準を満たしていることから、平成 27 年度の下限面積についても、現行どおり 30 アールとしたい。以上が提案理由となります。 現在始良市の下限面積は昨年の 2 月の総会で審議いただき 30 アールに設定がなされております。この設定の経緯としましては、旧 3 町の下限面積が 3 町とも 30 アールであったことや農林水産省令で定める基準を満たしていることが根拠であります。今回も基準を満たしていることから昨年同様 30 アールに設定したいということであり、参考資料の 1 ページに農業委員会の適正な事務実施等への取り組み平成 24 年 4 月 1 日のデータですが県内 43 市町村の下限面積の率が記載されております。表の中ほどの設定した別段の面積欄のところが下限面積となります。県内での取りまとめが 10 アールに定めているところが 2 か所あります。20 アールに定めているところが 10 か所あります。30 アールに定めているところが 17 か所、始良市を含めていちき串木野市ほかであります。40 アールが 4 箇所、長島町他であります。それと、別段の面積を定めておらず 50 アールのところが 15 箇所あります。この中で見ますと 30 アールに定めているところが 17 か所で一番多いようです。直近の始良市の経営農家の数ですが、全体で 7395 世帯その中で 30 アール未満の世帯が 5173 世帯ありまして、率にして約 70%になります。 そこで基準となる農林水産省令で定める面積が、定めようとする面積未満の者の数が総数の 4 割を下らないように算定されることとあり、この基準を満たしていることから、30 アールで設定したいということで、皆様におはかりするものであります。よろしくご審議のほどをお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 8 号 農地法第 3 条に係わる下限面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]

議 長	全員賛成ですので、議案第 8 号 農地法第 3 条に係わる下限面積の設定は、原案どおり決定いたしました。 次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。事務局どうぞ
事務局	農地あっせんの経過報告書の 1 ページをお願いします。8 番は 1 月 8 日に電話があり、賃借料は無償で構わないとのこと。あっせんをお願いします。 続いて、3 ページの 30 番は、22 番委員が〇さんと交渉中であります。 続きまして、4 ページ 43 番は 26 年 11 月 18 日に死亡されました。 続きまして、5 ページの 55 番は土地を 3ha 売買予定で、こちらの売買は山林原野を含んでおり、あっせんは取り下げをする。 続きまして、58 番と 61 番は双方話をしていただき利用権設定を 3 月の総会で設定する予定であります。 以上で終わります。
議 長	他に委員方はありませんか。
委 員	(発言なし)
議 長	よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります 次に、農用地利用集積計画貸し借りの合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告をいたします。1 月は、16 件が提出されております。 内容については、別紙の合意解約 1 月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですので御理解方よろしくお願いいたします。 以上で報告を終わります。
議 長	ただ今の、事務局説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	その他で何かございませんか。
委 員	「意見なし」
議 長	次に、来月の現地調査、総会日についてですが、 現地調査は、2 月 16 日 月曜日に、総会は、2 月 20 日金曜日に開催予定でよろしいですか。

委員	「意見なし」
議長	現地調査委員は、1 班を、10 番委員、11 番委員、12 番委員に、2 班を、13 番委員、14 番委員、15 番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いします。 以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。
委員	「発言なし」
議長	ありがとうございました。事務局より何かありませんか。
事務局	○ アグリ太陽の経過報告 ○ 農業委員選挙人名簿登載申請について報告 ○ 全国農業新聞普及拡大について報告 ○ 伊佐始良地区農村振興大会について ○ 視察研修について
議長	他に何かありませんか。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成 26 年度第 10 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 「閉会」
事務局	姿勢を正してください。 一同礼。

農業委員会法の 27 条（議事録）において署名する。

署名委員

署名委員